

# ウエルハウス西宮だより



## 6月

## 介護保険負担限度額認定証 更新手続き (居住費・食費の軽減制度)

介護保険負担限度額認定証の有効期限は7月までとなります。

引きつづき制度の適用を受けるためには**更新申請が必要**です。更新に該当される方は、市町村より更新申請書が送付されますので、手続きをお願いいたします。また、今年度以降該当される方については各市町村にて新規申請の手続きをしていただき、限度額認定証が発行されましたら、すぐに当施設にご提示いただきますようお願いいたします。**限度額認定証のご提示がない場合は、利用料の軽減ができません。**

### ■ 介護保険負担限度額の認定とは

施設に入所（滞在）すると、介護サービス費用の利用者負担分の他に居住費（滞在費）・食費が必要となります。居住費（滞在費）・食費については、所得の低い方については負担の上限額（負担限度額）が定められ、一般の方に比べると負担が軽減されます。負担限度額については、利用者負担段階ごとに定められています。

### ■ 当施設で限度額認定が適用されるサービス

○介護老人保健施設    ○短期入所療養介護（介護予防を含む）

### ■ 対象者及び利用者負担段階

段階	対象者
第1段階	生活保護受給者
第2段階	世帯全員（世帯が別の配偶者含む）が市民税非課税で、課税年金収入額、その他の合計所得金額、遺族年金・障害年金収入額の合計額が80万円以下の人
第3段階	世帯の全員（世帯が別の配偶者含む）が市民税非課税で、上記以外の人
第4段階	上記、利用者負担第1段階～第3段階以外の人

かつ、預貯金等の合計が1,000万円（夫婦は合わせて2,000万円）以下

制度の対象外

※詳細は住所地の市町村にご確認ください。利用者負担第4段階の人については原則軽減措置はありません。

### ■ 1日あたりの負担限度額（第4段階は当施設の場合の金額）

段階	食費	居住費 多床室	居住費 個室
第1段階	300円	0円	490円
第2段階	390円	370円	490円
第3段階	650円	370円	1,310円
第4段階	2,000円	377円	1,668円

・減額に該当される方については「介護保険負担限度額認定証」（西宮市：水色）が交付されます。

※認定証の有効期間は毎年7月31日までです。

・更新申請の手続きをしないと、有効期間終了後は制度の適用を受けることができません。

・限度額認定証が届きましたら、1F受付へご提示ください。（Faxもしくはコピーを郵送いただいても構いません。）

**高齢障害者医療費受給者証等、  
新しい保険証類が届きましたら、ご提示をお願いいたします。**



高齢障害者医療費受給者証をお持ちの方は、6月30日で有効期限が切れます。新しい受給者証が届きましたら以下の方法で必ずご提示をお願いいたします。

- ・1F受付でご提示
- ・FAX (0798-32-1223) 送付
- ・コピーを郵送

**お茶会**

ボランティアの方をお呼びしての行事は開催することが出来ない為、各フロアで「お茶会」を行うことに変更いたしました。



皆様に「水ようかん」と「日本茶」をご用意させていただき、いつものおやつとは違い「おいしい」・「満足した」など大変お喜びいただくことができました。

**7月行事食の献立**

七夕御膳  
七月七日(火)  
七夕そうめん  
松風焼き  
七夕ゼリー



**土用の丑御膳**

七月二一日(火)

うなぎの炊き込みご飯  
ずいきの味噌和え  
さつま芋の炊き合わせ  
すいか  
ベッタラ漬



※写真はイメージですので、実際とは異なる場合がございます。

**通所リハビリ作品**

**入所者 リハビリ作品**



切り絵

花菖蒲

